

海外需要創出等支援緊急対策事業実施要領

制定 令和2年1月31日元食産第4446号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の2の（1）の海外需要創出等支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）とする。

2 事業実施者

第3の2（1）の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、次のとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合又は独立行政法人

第3 事業の内容等

本事業の事業ごとの内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業

（1）海外見本市への出展

海外における日本産農林水産物・食品の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、TPP11参加国、EU、米国を中心とする国・地域で開催される有望な見本市へジャパンパビリオンを出展する。

- ① ジャパンパビリオンへの参加者の募集・選定
- ② 事前の情報収集・提供
- ③ 事前説明会の開催等事前アドバイスの実施
- ④ 海外バイヤー等の招へい
- ⑤ 海外見本市へのジャパンパビリオン設置準備
- ⑥ 海外バイヤー等とのマッチング調整、広報活動
- ⑦ 海外見本市へのジャパンパビリオンの設置、商談の実施
- ⑧ 海外見本市開催後の出品者への支援等
- ⑨ 報告書の作成

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

(2) 海外商談会の開催

海外への日本産農林水産物・食品の販路の確保・拡大に取り組む事業者と海外バイヤー等の現地流通事業者等との商談会をＴＰＰ１１参加国、ＥＵ、米国を中心とする国・地域において開催する。

- ① 参加者の募集・選定
- ② 現地情報の収集・提供
- ③ 事前説明会の開催
- ④ 海外バイヤー等の選定及びバイヤー等向け情報提供
- ⑤ 商談会の事前調整（参加者との事前マッチングを含む。）
- ⑥ 商談会の開催
- ⑦ 商談会開催後の参加者への支援等
- ⑧ 報告書の作成

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

(3) 国内商談会の開催

海外への日本産農林水産物・食品の新たな販路開拓・販路拡大に取り組む事業者と有望な海外バイヤー等との商流構築を図るため、ＴＰＰ１１参加国、ＥＵ、米国を中心とする国・地域から海外バイヤー等を招へいし、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に商談会を開催する。

- ① 参加者の募集・選定
- ② 事前説明会の開催
- ③ 海外バイヤー等の選定
- ④ 商談会の事前調整（参加者との事前マッチングを含む。）
- ⑤ 海外バイヤー等の招へい
- ⑥ 商談会の開催
- ⑦ 商談会開催後の参加者への支援等
- ⑧ 報告書の作成

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

(4) 事業者サポート体制の強化

① 輸出相談体制の整備

ＴＰＰ１１参加国、ＥＵ、米国を中心とする国・地域への日本産農林水産物・食品の輸出相談体制として、ジェトロに専門家を配置し、輸出に取り組む事業者にとって必要な情報の提供や、課題解決に向けた助言等を行う。

なお、当該専門家の公募に当たっては、公募資格、選定方法、活動内容等を明記した募集要領を作成することとし、当該専門家の配置に当たって次の事項に留意するものとする。

ア ＴＰＰ１１参加国、ＥＵ、米国を中心とする国・地域への日本産農林水産物・食品の貿易実務や輸出に関する専門的知見を有していること。

イ 本事業に対して十分な業務時間を確保でき、輸出に取り組む事業者等の要望に速やかに対応できること。

ウ 業務を遂行するために必要なP C操作(Word、Excel、PowerPoint、E-mail等)技術を有していること。また、P Cにウイルス対策ソフトを導入するなど、適切な情報管理を行えること。

エ 反社会勢力又はこれに類似する団体に所属する個人でないこと。

② 事業者の販売力の強化支援

事業者の販売力を強化するための商品のP Rに必要な食品検査証明書の取得等を支援する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、調査費、人件費等

2 輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業

(1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業

ジェトロは、事業実施者が行う次の①から③に掲げる事業に要する経費を補助する。ただし、①の事業において以下に掲げる経費は補助対象としない。

- ・アのP R活動及びイの販促活動において、国内で開催される総合・専門食品見本市・食品展示会に係る経費
- ・アのP R活動において、海外で開催される総合・専門食品見本市・食品展示会に係る経費のうち、団体等事務局を除く者(団体等会員及び民間事業者)の経費
- ・アのP R活動において、国内及び海外で開催される商談会に係る経費
- ・イの販促活動において、国内及び海外でジェトロ及び事業実施者の主催で開催される商談会の出展料
- ・イの販促活動において、ジェトロがジャパンパビリオンを設置する海外で開催される総合・専門食品見本市・食品展示会の出展料

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓等

T P P 11 参加国、E U、米国を中心とする国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ(コメ・コメ加工品に係るものを除く。以下同じ。)等について、展示会への参加、商談会の開催・参加、海外バイヤー等の国内招へいその他の販路開拓等を明確な成果目標を設定した上で以下の取組を実施する。

ア 重点分野・テーマ別のP R活動

日本食・食文化の普及と一体となったP Rや日本製品の認知度向上やブランド化に向けて、セミナーの開催、展示会への参加等によるP Rや海外バイヤー、レストラン関係者等を国内産地や加工現場等へ招へいし、日本製品の品質の高さや食品の安全性、高度な品質管理の状況等についてのP Rを実施する。また、今後、輸出拡大が具体的に見込まれる分野、テーマに関して、品目横断的なP R等を実施する。

※ 具体的な成約額や輸出増加額等の成果が見込める取組に限る。

※ 特定の地域、産地の商品等に係るものを除く。ただし、G F P グローバル産地計画の承認規程(平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知)に基づく承認を受けたグローバル産地形成計画に基づきP R等を行う場合はこの限りではない。

(補助対象経費)

謝金、旅費、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合を除く。）等

イ 重点分野・テーマ別の販売促進活動

様々な農林水産物・食品の商品を取り扱う事業者等が複数の産地等と連携し、新たな販路開拓を行うため、国内外の商談会への参加等の販売促進活動を実施する。

※ 具体的な成約額や輸出増加額等の成果が見込める取組に限る。

※ 特定の地域、産地のみ事業者が取り組む場合を除く。ただし、G F P グローバル産地計画の承認規程に基づく承認を受けたグローバル産地形成計画に基づき販路開拓を行う場合はこの限りではない。

(補助対象経費)

旅費（事業実施者が国内で開催する商談会等に参加し、自らの商品の販売促進活動を行う場合を除く。）、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合及び自らの商品の販売促進活動を行う場合を除く。）等

② バリューチェーン構築のためのボトルネック解消実証

T P P 11 参加国、E U、米国を中心とする国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大する上で、これまで取組が進んでいない新たな輸送技術や販売手法等について、生産、加工・貯蔵、流通・輸送及び販売の各段階の関係者の参画を得ながら、ボトルネックとなっている構造的な課題を解決し、新たな物流と商流のバリューチェーンを形成するため、次の取組のうち1つ又は複数の組合せによる実証的取組を明確な成果目標を設定した上で実施する。

ア 生産段階の取組

イ 加工・貯蔵段階の取組

ウ 物流・輸送段階の取組

エ 販売段階の取組

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、人件費等

③ 輸出有望商品の発掘・テスト販売

ア バイヤー等招へい

事業実施者は、日本の有望輸出商品の発掘のため、欧米のマーケットに精通したバイヤー等プロデューサー（以下「バイヤー等」という。）を招へいする。

イ 輸出有望商品の発掘・選考

事業実施者は、バイヤー等の産地訪問や輸出有望商品になり得る商品の品評会等を行い、輸出有望商品の候補を幅広く集める。

ウ 輸出有望商品の決定

事業実施者は、輸出有望商品の候補からバイヤー等と協議の上、生産者の輸出への意欲等を勘案しつつ、欧米のマーケットのニーズに合致すると思われる輸出有望商品を決定する。

エ 海外でのテスト販売

事業実施者は、ジェットロ、バイヤー、現地ディストリビューター、輸出有望商品の生産者等と協力し、輸出有望商品の海外でのテスト販売を行う。

なお、テスト販売の実施にあたっては、テスト販売の結果を受けて当該輸出有望商品が引き続き取り扱われるよう努める。

オ 販売結果を踏まえた産地へのフィードバック等

事業実施者は、海外でのテスト販売の結果を踏まえ、バイヤー等からの意見も聴取しつつ、輸出有望商品の生産者に対し輸出拡大に向けた商品の改良・継続的な取り組み等アドバイスを行う。

ジェットロは、本事業終了後、輸出有望商品の生産者に対し海外展示会や商談会等へ参加を促すなど商流構築に努める。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、人件費、需用費等

(ジェットロが事業実施者が行う事業に対して補助を行う場合の補助率)

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓等

ア 重点分野・テーマ別のPR活動：定額

イ 重点分野・テーマ別の販売促進活動：1／2以内

② バリューチェーン構築のためのボトルネック解消：定額（ただし、機器等のリース費は1／2以内）

③ 輸出有望商品の発掘・テスト販売：定額

(2) 事業実施者の公募等

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施規程の作成等

ア 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施規程の作成

ジェットロは、上記(1)の事業の実施に際し、補助金の交付手続等について別途重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施規程(以下「実施規程」という。)を作成し、別記様式2により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

イ 実施規程の記載事項

実施規程は以下の事項を記載するものとする。

i 交付対象の要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額

ii 交付申請及び実績報告

iii 交付の決定及び補助金の額の確定等

iv 申請の取り下げ

v 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施計画の(変更)承認等

- vi 補助金の支払
 - vii 交付決定の取り消し等
 - viii 補助金の経理
 - ix 個人情報保護等に係る対応
 - x 海外の付加価値税に係る還付金の納付
 - xi その他必要な事項
- ウ 事業実施者の公募及び審査

上記（１）の事業の実施に当たり、ジェトロに外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業実施者の公募を行い採択する。公募選考会は、事業実施者から提出された重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施計画（以下「重点分野・テーマ別等事業実施計画」という。）が、上記（１）①については、TPP11 参加国、EU、米国を中心とする国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ（重点分野・テーマの例は以下のとおり。）であることを、②については、ボトルネックとなっている構造的な課題を解決し、新たな物流と商流のバリューチェーンを形成するための実証的取組であることを、③については、輸出想定国の消費者ニーズに合致すると期待できる商品候補やバイヤー等の候補者及び商品候補を集める手法が期待できる取組であることを参考に事業内容が適切であるか、成果目標が事業成果を適切に検証できるように十分に考慮して設定されているか等について審査を行うものとする。（②については、GFP グローバル産地計画の承認規程（平成 31 年 2 月 1 日付け 30 食産第 4260 号農林水産省食料産業局長通知）に基づいてグローバル産地形成計画の承認を受けている事業者の申請については審査において考慮する。）。

＜重点分野・テーマの例＞

- ・内装材や家具・建具等 TPP11 参加国・EU を中心とする木材製品の PR・販売強化
- ・米国を中心とする花きの展示等での PR
- ・TPP11 参加国・EU・米国を中心とする国産畜産物の定着・価値向上の推進
- ・TPP11 参加国を中心とする有望市場や開拓市場を中心とした日本産青果物の PR
- ・高付加価値水産物の販路拡大

② 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業実施に関する事項

ア 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業の採択通知

ジェトロは、①のウの公募選考会の結果を踏まえ、交付条件があれば交付条件等を記載し、事業実施者に採択通知を発出するものとする。

イ 交付決定及び額の確定

ジェトロは、採択通知発出後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うとともに、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額の支払いを行う。

ウ 重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業の進捗管理・助言等

ジェトロは、実施規程やジェトロ自ら定める事業実施要領に基づき、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事

業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に応じて助言及び指導並びに支援等を行うこととする。

③ 事業実施状況の報告等

ジェトロは、上記（１）①、②及び③の事業終了後に、事業実施者に実施報告書を作成させ、ジェトロに提出させる。

また、ジェトロは、事業実施者に対して、本事業の実施に関して必要な報告を求めること等ができる。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業

輸出戦略等を着実かつ強力に実行し、日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を加速するためには、T P P 11 参加国、E U、米国を中心とする各海外マーケット（以下「各市場」という。）に深く踏み込んだ戦略的で一貫性のあるマーケティング戦略の策定及び企画、実行を推進する必要がある。

ジェトロに設置した日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）において、PDCA サイクルを実行しながら、海外における日本産農林水産物・食品の需要創出・拡大及び事業者が相応の価格で販売できる環境形成を目的として、以下のマーケティングに係る取組を行う。

（１）各市場におけるマーケティング戦略の策定のための情報収集・調査等

（２）各市場における戦略対象国・地域、ターゲット及び対象品目の設定

（３）戦略対象国・地域における対象品目のマーケティング戦略の策定

（４）マーケティング戦略に基づく需要拡大・ブランディングのためのプロモーションの実施

（５）マーケティングに係る取組の実施状況及び結果（効果を含む。）に係る検証

（６）報告書の作成

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

第４ 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和元年度とする。

第５ 事業の実施等

1 ジェトロは、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）等に基づき、第 3 の事業内容を実施することにより、輸出に取り組む事業者を総合的にサポートするものとする。

2 ジェトロは、本事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、第三者に事業の一部を委託することができる。

なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

ジェットロは、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式1により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

第7 事業の着手

本事業の実施については、原則として、補助金交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施者が第3の2の（1）の事業を行うにあたって、本事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情があるとジェットロが認めた場合には、ジェットロは別に定める手続によりジェットロの交付決定前の事業着手を認めることとする。

第8 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

ジェットロは、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

第3の2の（1）の事業についてジェットロは、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、事業実施者の行った事業の成果について、毎会計年度終了後6か月以内に食料産業局長に提出するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告予定時期と期日が遅れる合理的な理由を報告するものとする。

また、事業実施者が設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されない場合は、ジェットロは事業実施者に対して指導・助言を行うなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第9 補助金遂行状況等の報告

1 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 報告又は指導

食料産業局長は、ジェトロに対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

ジェトロは、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の 1 から 4 までの条件の遵守を約する確認書を、ジェトロを通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第 12 収益納付

- 1 事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、ジェトロは、実施要綱第 8 の 1 の規定に基づき、別記様式 3 により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに食料産業局長に報告するものとする。

ただし、食料産業局長は特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 食料産業局長は、1 による報告に基づき、ジェトロ又は事業実施者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、ジェトロに納付を命じることができるものとする。

- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 情報の取扱い

ジェトロの職員及び公募選考会の委員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第14 その他

- 1 第3に掲げる事業内容等については、それぞれ相互に連携及び調整の上、行うものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。
- 3 事業の目的を達成するために、実施要領に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は事業の内容を変更する必要があるときは、農林水産省とジェトロが協議を行い、解決すること。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業実施要領（平成31年2月7日付け30食産第4406号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 6 関係）

番 号
年 月 日

（食料産業局長） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

海外需要創出等支援緊急対策事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）
申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1） 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とすること。

（注 2） 関係書類として別記様式別添を添付すること。

（注 3） 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

（注 4） 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

（注 5） 事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度海外需要創出等支援緊急対策事業の実施結果の報告について」とし、別添には、実績を記載すること。

別 添

【事業名：海外需要創出等支援緊急対策事業】

1 事業実施主体の概要

- ① 事業実施主体の名称
- ② 所在地及び連絡先
- ③ 代表者の役職及び氏名

2 事業の目的

(注) 事業の目的は、6 積算内訳の事業細目の 1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業、2 輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業、3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業ごとに記入すること。

3 事業の内容

4 事業の目標

(注) 事業の目標は、6 積算内訳の事業細目の 1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業、2 輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業、3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業ごとに記入すること。

(注) 事業の目標の欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。上記の事業における具体的な数値目標の記載例は以下のとおり。

- ・ JF00D0 の戦略対象国・地域における参加事業者の対象品目の輸出額について対前年度比で輸出額を●%以上増加させる。
- ・ JF00D0 の戦略対象国・地域のターゲット消費者における対象品目に応じて、効果把握項目（認知度、購買意向率、購入率、継続購入率）を設定し、前年度比で●倍以上とする。
- ・ JF00D0 のマーケティングに係る取組と連携した事業者数を●社以上とする。
なお、連携とは、参加事業者による①JF00D0 が作成するプロモーションを武器とした現地の取引先との商談の実施、②JF00D0 が実施するプロモーション期間中又は前後における自社商品の販売活動の実施、③JF00D0 が現地で開催するフェア等への参加（サンプルの提供を含む）等を指す。
- ・ ジェトロが商談会及び見本市への出展等のサポートを実施することにより、事業参加者の成約金額●万円以上を達成する。
- ・ ジェトロによる事業者サポートを通じた相談支援等のうち、課題解決を直接的に図ることができた件数（問合せ先の照会等を除く）を●件以上とする。
ジェトロが、検査証明書の取得等の支援を実施した商品の成約に至った件数を●件以上とする。

5 事業のスケジュール等

(1) 事業実施のスケジュール

(注) 事業実施のスケジュールは、6 積算内訳の事業細目の 1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業、2 輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業、3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業ごとに記入すること。

(2) 事業完了予定年月日

年 月 日

6 積算内訳

事業 種類	事業細目	事業費	負 担 区 分			事業の 委託	備考
			国庫補 助金	自己負 担金	その他		
農林水産 物・食品輸 出促進緊 急対策事 業		千円	千円	千円	千円	(1) 委 託先	※1 各経費に ついては、 第3の補助 対象経費を 参考とする こと。
2 海外需 要創出等緊 急対策事業	1 海外見本市への出展 及び商談会の開催の強 化等事業 (1) 海外見本市への出展 (2) 海外商談会の開催 (3) 国内商談会の開催 (4) 事業者サポート体制 の強化					(2) 委 託する 事業の 内容	※2 事業の一部 を委託す る場合には 、当該事業 に要する経 費を記載す ること。 ※3 旅費につ いては、旅 費を使用す る者の内訳 が分かるよ うに記載す ること。
(1) 海外需 要創出等支 援緊急対策 事業	2 輸出拡大が期待される 分野・テーマ別の海外販 路開拓等への支援強化事 業 (1) 重点分野・テーマ別 に集中実施する販路開 拓等 (2) バリューチェーン構 築のためのボトルネッ ク解消 (3) 輸出有望商品の発 掘・テスト販売 (4) 事業実施者の公募 等 3 日本食品海外プロモー ションセンターによるプ ロモーション強化事業						〇〇〇費 単価×数量、員数 等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数 等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数 等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数 等=△△△円
計							

(注) (1) それぞれの事業メニューについて記載すること。

(2) 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記載すること。

(3) 事業細目は、交付要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。

(4) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

7 添付資料

- (1) 賃金、人件費及び謝金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業を委託する場合には、見積等の積算の根拠が分かる資料を添付すること。
- (3) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式2（第3の2の（2）関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

令和○年度海外需要創出等支援緊急対策事業（輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）実施規程の承認（変更の承認）申請について

海外需要創出等支援緊急対策事業実施要領（令和2年1月31日付け元食産第4446号農林水産省食料産業局長通知）第3の2の（2）の規定に基づき、海外需要創出等支援緊急対策事業（輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として、海外需要創出等支援緊急対策事業（輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）実施規程を添付すること。

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名
印

令和〇年度海外需要創出等支援緊急対策事業（輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）に係る収益状況報告書

〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった海外需要創出等支援緊急対策事業（輸出拡大が期待される分野・テーマ別の海外販路開拓等への支援強化事業）に関する令和〇年度の収益の状況について、海外需要創出等支援緊急対策事業実施要領（令和2年1月31日付け元食産第4446号農林水産省食料産業局長通知）第12の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 円
- 3 上に要する費用の総額 円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定 円
- 5 前年度までの収益納付額 円
- 6 本年度収益納付額 円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。